

○厚生労働省令第百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

		(指定薬物)
第一条	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	
一～三十五	(略)	
三十六	N-(-アミノ-三・三-ジメチル-二-オキソブタ ン-二-イル)-(-ベンジル-ヒ-インダゾール-三-カ ルボキサミド及びその塩類)	
三十七～六十	(略)	
六十一	二-(エチルアミノ)-(-フルオロフェニル) シクロヘキサン及びその塩類	
六十二～百五十七	(略)	
(削る)		
(削る)		
百五十八～百九十七	(略)	
百九十八	二-(ブチルアミノ)-(-メチレンジオ キシフェニル)ブタン-二-オン及びその塩類	
百九十九～三百三十一	(略)	
三百三十二	a・七・八・十-a-テトラヒドロ-六・六・九	

(指定薬物)	
第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という 。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に 指定する。	百九十九～三百三十一 (略)
一～三十五 (略)	六十～百五十五 (略)
(新設)	三十六～五十九 (略)
(新設)	百五十六～六a・七・八・十a～テトラヒドロ～六・六・九～ト リメチル～三～ヘキシル～六H～ジベンゾ「b・d」ピラン～ 一～オール及びその塩類
(新設)	百五十七 六a・七・十・十a～テトラヒドロ～六・六・九～ト リメチル～三～ヘキシル～六H～ジベンゾ「b・d」ピラン～ 一～オール及びその塩類
(新設)	百五十八 六a・七・八・十a～テトラヒドロ～六・六・九～ト リメチル～三～ヘプチル～六H～ジベンゾ「b・d」ピラン～ 一～オール及びその塩類
(新設)	百五十九～百九十八 (略)

(傍線部分は改正部分)

トリメチル一六H—ジベンゾ「b・d」ピラント一一オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであつて、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

三百三十三 六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ一六・六・九
トリメチル一六H—ジベンゾ「b・d」ピラント一一オールの三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合するものであつて、一位、三位、六位及び九位以外にさらに置換基が結合していない物及びこれらの塩類。ただし、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬を除く。

（新設）

三百三十二

（略）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。